質問 と 回答

	質問	回 答
1	県の耐震事業において、A工法は全て Weeの一般診断法で補強計算を行って 良いか。	Weeを利用した補強計算とすることができます。 ただし、偏心計算及びN値計算を行う場合は、Weeでは 対応していないため、別途行っていただく必要がありま す。
2	県の耐震事業において、講習にもあったとおり、N値計算を行い引抜きが生じないことを計算により確認すれば、接合部 I として良いか。また、当該事項は「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法 (一財)日本建築防災協会」のどこかに記述されているか。	N値計算の結果が0以下(0又は負の値)であれば、当該接合部が「短ほぞ差し+釘打ち」又は「かすがい打ち」でも平成12年建設省告示第1460号に適合する仕様となるため、接合部 I とすることができます。なお、前述の内容は、「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法 (一財)日本建築防災協会」P32、P37~P39を参照願います。
3	県の耐震事業において、講習会テキストの記載内容に準拠してWeeによる一般診断法で診断及び補強を行ってもよいか。	行うことができます。 なお、Weeでは計算できない準備計算等(偏心計算及び N値計算)があることにご留意ください。
4	耐震診断士派遣事業の診断に使用するWeeにおいて、壁基準耐力とN値計算を行う際の壁倍率は同じものではないはずである。数値が一対一対応しないだけでなく、壁基準耐力しかないものもあるが、WeeにおいてそのままN値計算に対応できるか。	N値計算を行う際の壁倍率は、等価壁倍率を用いるか、または壁基準耐力を1.96(kN/m)で除した値を用いることができます。 壁基準耐力しかない軸組については、当該処理を行いN値計算をした上で、適切な接合部仕様を診断において選択願います。